

豊中市高齢者福祉電話貸与事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、緊急に対応する必要性の高い疾病を有するひとり暮らし高齢者に福祉電話の貸与を行い、緊急時の通信手段を確保することを目的とする。

（貸与対象者）

第2条 この事業により、福祉電話の貸与を受けることができる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者であつて、65歳以上のひとり暮らしの者で、第1号から第4号までのすべてに該当する者とする。ただし、その他特に市長が必要と認める者についてはこの限りではない。

- (1) 緊急に対応する必要性の高い疾病を有する、又は歩行困難などで、日常生活を営むうえで常時注意が必要な者。
- (2) 住民税非課税世帯に属する住民税非課税者。
- (3) 電話等の通信手段を所有しない者。
- (4) 令和7年6月30日までに申込みがあつた者。

（申込の手続き）

第3条 高齢者福祉電話の貸与を受けようとする者は、「豊中市高齢者福祉電話貸与事業申込書」（様式第1号）、「高齢者福祉電話貸与誓約書」（様式第2号）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（貸与の決定及び通知書の交付）

第4条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、審査のうえ利用を決定したときは、「豊中市高齢者福祉電話貸与事業決定通知書」（様式第3号）を、非該当と決定したときは、「豊中市高齢者福祉電話貸与事業非該当決定通知書」（様式第4号）を交付する。

（使用料の負担）

第5条 貸与した高齢者福祉電話の使用料は、基本料、プッシュホン使用料、ユニバーサルサービス料、付加使用料（ただし、市長が特に必要があると認めたものに限る。）並びにこれらに係る消費税を市が負担し、通話料（消費税を含む。）等は、貸与対象者が負担するものとする。

（貸与の廃止）

第6条 市長は、貸与対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉電話の貸与を廃止し、借受人に「豊中市高齢者福祉電話貸与事業廃止通知書」（様式第5号）により通知する。ただし、貸与対象者への通知ができないときは、この限りでない。また、市長は貸与対象者が高齢者福祉電話を貸与している場合は、返還させるものとする。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 施設入所、入院等で長期不在となったとき。
- (3) 高齢者福祉電話貸与誓約書に違反したとき。
- (4) その他、市長が必要でないと認めたとき。

（その他）

第8条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年10月15日から実施する。

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

この要綱は、平成元年6月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

この要綱は、平成4年8月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

この要綱は、平成11年5月1日から実施する。

この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。ただし、この要綱の施行の日前に決定された貸与対象者については、この要綱による改正後の貸与対象者の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

この要綱は、令和2年6月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

豊中市高齢者福祉電話貸与事業申込書

豊中市長 あて

住所
申込者 名前
続柄
電話番号

固定電話、携帯電話又はスマートフォン等の通信手段を利用していません。
高齢者福祉電話の貸与にあたり、世帯の課税状況を確認することに同意し、
下記のとおり申込みます。

対象者	名 前		生 年 月 日												
	ふりがな		年 月 日 (歳)												
	住 所	〒 - 豊中市		表札の有無											
		<共同住宅(マンション・アパート・文化住宅)の場合> ・建物名や住宅名 () ・部屋番号 () ・居住階数: () 階		☐ 有 ☐ 無 四角内にチェックしてください。											
申込理由															
身体状況		1. 緊急に対応する必要性の高い疾病あり 2. 歩行困難で常時注意が必要													
医療機関受診状況		<table><tr><td>●現在患っている病気 ()</td><td>●現在患っている病気 ()</td></tr><tr><td>●医療機関名 ()</td><td>●医療機関名 ()</td></tr><tr><td>●診療科 ()</td><td>●診療科 ()</td></tr><tr><td>●住所 ()</td><td>●住所 ()</td></tr><tr><td>●電話番号 (-)</td><td>●電話番号 (-)</td></tr><tr><td>●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)</td><td>●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)</td></tr></table>		●現在患っている病気 ()	●現在患っている病気 ()	●医療機関名 ()	●医療機関名 ()	●診療科 ()	●診療科 ()	●住所 ()	●住所 ()	●電話番号 (-)	●電話番号 (-)	●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)	●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)
●現在患っている病気 ()	●現在患っている病気 ()														
●医療機関名 ()	●医療機関名 ()														
●診療科 ()	●診療科 ()														
●住所 ()	●住所 ()														
●電話番号 (-)	●電話番号 (-)														
●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)	●通院頻度 (週間に 回、ヵ月に 回)														
緊急連絡先	名 前	続柄	住 所	電話番号											

高齢者福祉電話貸与誓約書

豊中市長 あて

貸与対象者 住 所 豊中市

氏 名(自筆)

私は、高齢者福祉電話の貸与を申込するにあたり、次の事項を承諾し固く守ることを誓約します。

(経費の負担)

第1条 市長は、高齢者福祉電話の設置に要する経費、基本料金、ユニバーサルサービス料及び付加使用料とこれらにかかる消費税を負担し、通話料等のそれ以外（消費税を含む）は、貸与対象者が負担するものとする。

(経費の支払い)

第2条 貸与対象者の負担部分に係る経費は、西日本電信電話株式会社より指定された期日までに支払わなければならない。

2 貸与対象者の支払い遅延により発生した延滞利息金は、負担部分に応じて貸与対象者が支払うものとする。

(貸与対象者の義務)

第3条 貸与対象者は、やむをえない理由で電話費用の支払いを遅延する場合は、市に必ず報告しなければならない。

(契約の解除)

第4条 市長は、貸与対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉電話の貸与を廃止することができる。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき
- (2) ひとり暮らしではなくなったとき
- (3) 住民税非課税世帯に属する住民税非課税者でなくなったとき
- (4) 携帯電話等、他の通信手段を所有したとき
- (5) 施設入所、入院等で長期不在となったとき
- (6) 高齢者福祉電話利用誓約書に違反したとき。
- (7) その他、市長が必要でないと認めたとき。

(その他)

第5条 この契約に関し、疑義が生じた時は、貸与対象者は市長の指示に従うものとする。

第 号
年 (年) 月 日

豊中市高齢者福祉電話貸与事業決定通知書

様

豊 中 市 長

申込みのありました高齢者福祉電話の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

名 前		生年月日	
住 所	豊中市		
開始年月日	開始日には、必ず家にいてください。		
決定電話番号			

注 意 事 項

1. 開始日には、設置確認のため、必ずご在宅ください。
2. 経費負担契約書に基づき、毎月期日までに電話料金を支払ってください。
3. 入院等で長期不在になったとき、転出や家族と同居など貸与要件にあてはまらなくなったときは市担当課へ連絡してください。

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

豊中市高齢者福祉電話貸与事業非該当決定通知書

様

豊 中 市 長

年 月 日付けで申込みのありました高齢者福祉電話の貸与について、下記のとおり非該当と決定しましたので通知します。

記

1. 対象者氏名

2. 対象者住所

3. 非該当の理由

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

豊中市高齢者福祉電話貸与事業廃止通知書

様

豊 中 市 長

高齢者福祉電話の貸与について、下記の理由により貸与を廃止としましたので通知します。

記

対象者氏名		生年月日	・	・
住 所	豊中市	電話番号		
廃止理由				
廃止年月日	年 月 日			
備 考				

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。